

厚岸町議会 第3回臨時会 会議録

令和5年11月24日

午前10時00分開議

- 議長（大野議長） ただいまから、令和5年厚岸町議会第3回臨時会を開会いたします。
直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布の日程表のとおりであります。

- 議長（大野議長） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、厚岸町議会 会議規則第118条の規定により、1番 竹田議員、11番 杉田議員を指名いたします。

- 議長（大野議長） 日程第2「議会運営委員会報告」を行います。

委員長の報告を求めます。

10番、堀委員長。

- 堀議員 議会運営委員会報告を申し上げます。本日、午前9時から第7回議会運営委員会を開催し、令和5年厚岸町議会第3回臨時会の議事運営について協議をいたしましたので、その内容についてご報告申し上げます。

議会からの提出案件は会期の決定で、本会議において審議することに決定いたしました。

次に町長提出の議案等についてであります。議案第83号から議案第85号までの各議案についてはいずれも本会議で審議することに決定をいたしました。

本臨時会の会期は本日1日間とすることに決定いたしました。以上議会運営委員会報告といたします。

- 議長（大野議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

- 議長（大野議員） 日程第3 会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。本臨時会の会期は、ただいまの議会運営委員会報告にありましたとおり、本日1日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。よって本臨時会の会期は、本日11月24日の1日間とすることに決定しました。

- 議長（大野議員） 日程第4 議案第83号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。職員の朗読を省略し、提案理由の説

明を求めます。総務課長。

- 総務課長（布施課長） ただいま上程いただきました議案第83号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容をご説明申し上げます。

人事院は本年8月7日、国会及び内閣に対し国家公務員の給与に関する報告をするとともに、この報告を実現するため一般職の職員の給与に関する法律のほか、関係する法律を改正することを勧告いたしました。

この給与の改定に関する勧告の内容は人事院が行った令和5年4月時点における民間給与実態調査に基づく、官民給与の格差を踏まえ、その均衡を図るための給与の改定であります。

内閣は令和5年10月20日に勧告どおり実施することを閣議決定し、同日付で法律案を国会に提出、衆議院においては11月14日、参議院においては同月17日に原案どおり可決されたところであります。

この度の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、国家公務員の給与の改定に関する勧告のうち、国家公務員の俸給表の額の引き上げ並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合の引き上げ改定に準じて、町長、副町長及び教育長の給料月額引き上げ及び期末手当の支給割合の0.1ヶ月分の引き上げを行うとともに、併せて国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律の規定に合わせた字句の改正を行うため制定するものであります。

また、この改定の内容については去る11月6日に開催された厚岸町特別職報酬等審議会へ諮問し、同日付でこの内容どおり改定することが適当であるとの答申をいただいているところであります。

続いて改正条文の説明をいたします。この度の改正条例は2条建ての構成としており、各条とも特別職の職員の給与に関する条例の一部で、第1条に共通見出しを付しております。

第1条が今年度における期末手当のいわゆる支給割合及び給料月額の改正。

第2条が翌年度以後の期末手当の支給割合の改正となっておりますので、ご了承いただきたいと存じます。

なお、条例の改正内容については別に配布しております議案第83号説明資料の新旧対照表により説明いたします。新旧対照表をご覧ください。

初めに第1条であります。第5条第2項の改正は本年12月に支給する期末手当について今年度の引き上げ分である100分の10を加えて支給するため、町長、副町長及び教育長の期末手当の額を規定している第5条第2項中の期末手当基礎額に乗じる割合を改めるもので、本年12月の当該乗じる割合を100分の220から100分の230に改めるものであります。

次に第5条第3項の改正は国家公務員の期末手当について定めている一般職の職員の給与に関する法律第19条の4第4項の方法に合わせて字句を改めるものであります。

次に別表の改正は町長、副町長及び教育長の給料月額について、町長の給料月額の基準としている国家公務員の指定職俸給表の3号俸の俸給月額が82万円に引き上げられた

ことから、町長の給料月額を引き上げ後の指定職俸給表 3 号俸の俸給月額と同額の 82 万円に、副町長の給料月額を従前の基準に習い、改正後の町長の給料月額に 100 分の 83 の割合を乗じて得た額の 1,000 円未満の端数を四捨五入した 68 万 1,000 円に、教育長の給料月額を同じく改定後の町長の給料月額に 100 分の 75 の割合を乗じて得た額の 1,000 円未満の端数を四捨五入した 61 万 5,000 円にそれぞれ改めるものであります。

次に第 2 条であります。第 1 条で改めた町長、副町長及び教育長の期末手当の額を規定する第 5 条第 2 項中の期末手当基礎額に乘じる割合について、第 1 条による改正前の期末手当基礎額に乘じる割合 100 分の 220 から今年度の引き上げ分である 100 分の 10 を翌年度以降の 6 月と 12 月の期末手当からそれぞれ均等に 100 分の 5 を加えたものとするため、当該乗じる割合を 6 月と 12 月ともに 100 分の 225 に改めるものであります。

続いてこの条例の附則であります。議案書の 1 ページをご覧ください。附則第 1 項はこの条例の施行期日で、この条例は交付の日から施行することとし、但し書きにより第 2 条の規定は令和 6 年 4 月 1 日から施行するとするものであります。

附則第 2 項は第 1 条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例の規定のうち、期末手当を改める第 5 条第 2 項の改正規定を除いた改正については令和 5 年 4 月 1 日に遡及して実施することを定めており、これは給料月額の改正について令和 5 年 4 月 1 日に遡って引き上げるというものであります。

附則第 3 項は給与の内払いの規定で、この条例の第 1 条の規定により引き上げ改定した給料月額について、令和 5 年 4 月 1 日遡及により、本年 4 月 1 日から 11 月までの 8 カ月分の給料月額及び当該給料月額の引き上げに伴う期末手当の支給にあたっては、これまで改正前の額で支給した分を内払いと見なし、この内払いとみなした額を差し引いて支給することを規定した内容となっております。

なお、この改正による影響額については、町長、副町長、教育長を合わせた 年額の総額で 37 万 9,820 円の増額となります。

以上簡単な説明でございますがご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

●議長（大野議員） これより質疑を行います。

（な し）

●議長（大野議員） なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご意義ありませんか。

（「異議なし」の声）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（大野議員） 日程第 5 議案第 84 号 厚岸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。職員の朗読を

省略し、提案理由の説明を求めます。総務課長。

- 総務課長（布施課長） ただいま上程いただきました議案第84号 厚岸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容を説明申し上げます。

本条例につきましては、先の議案第83号で説明いたしました本年8月7日の人事院勧告における官民給与の格差を踏まえ、その均衡を図るための国家公務員の期末手当及び勤勉手当の支給割合の引き上げ改定の内容に準じて、厚岸町議会議員の期末手当の支給割合を0.1ヶ月分引き上げ、年間で4.5ヶ月分とするとともに、合わせて国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律の規定に合わせた字句の改正を行うため制定するものであります。

また、この改正内容については先の議案第83号と同様、去る11月6日に開催された厚岸町特別職報酬等審議会へ諮問し、同日付でこの内容どおり改定することが適当であるとの回答をいただいております。

続いて改正条文の説明をいたします。この度の改正条例は2条建ての構成としており、各条とも厚岸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正で、第1条に共通見出しを付しております。

第1条が本年12月の期末手当のいわゆる支給割合の改正。第2条が翌年度以後の期末手当の支給割合の改正となっておりますのでご了解いただきたいと存じます。

なお、条例案の説明は議案書により行わせていただきますので、別に配布しております議案第84号説明資料の新旧対象表については参考として併せて参照いただきたいと思います。

それでは議案書3ページをご覧ください。

はじめに第1条であります。第10条第2項の改正は国家公務員の期末手当について定めている一般職の職員の給与に関する法律第19条の4第4項の規定方法に合わせて字句を改めるもの及び12月に支給する期末手当について、今年度の引き上げ分である100分の10を加えて支給するため、議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員の期末手当の額を指定している第10条第2項中の議員報酬の月額に乘じる割合を改めるもので、本年12月の当該乗じる割合は100分の220から100分の230に改めるものであります。

次に第2条であります。第1条で改めた議長以下議員の期末手当の額について規定する第10条第2項中の議員報酬の月額に乘じる割合について、第1条による改正前の議員報酬の月額に乘じる割合100分の220から今年度の引き上げ分である100分の10を翌年度以降の6月と12月の期末手当からそれぞれ均等に100分の5を加えたものとするため、当該乗じる割合を6月と12月ともに100分の225に改めるものであります。

次にこの条例の附則であります。この条例は交付の日から施行することとし、但し書きにより第2条の規定は令和6年4月1日から施行するとするものであります。

なお、この改正による影響額については、全ての議員を合わせた年間の総額で25万6,000円の増額となります。

以上簡単な説明でございますがご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

●議長（大野議員） これより質疑を行います。

（な し）

●議長（大野議員） なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご意義ありませんか。

（「異議なし」の声）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（大野議員） 日程第6 議案第85号 厚岸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。総務課長。

●総務課長（布施課長） ただいま上程いただきました議案第85号 厚岸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容をご説明申し上げます。

本条例につきましては先の議案第83号で説明いたしました、本年8月7日の人事院勧告における官民給与の格差を踏まえその均衡を図るための給与改定のうち、国家公務員の俸給表の額の引き上げ並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合の引き上げ改定の内容に準じて、厚岸町職員の給料表の額の引き上げ並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合の引き上げを行うとともに、併せて国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律の規定に合わせた字句の改正を行うため制定するものであります。

なお、この改正は本年8月7日の人事院勧告及びすでに第212回臨時国会で可決された一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律に準じた内容となっております。

続いて人事院勧告における給与の改定の内容について申し上げます。1つ目は給料表の改定であります。

はじめに一般給料表および企業職給料表については1級から6級まで全ての号俸の給料月額を1万2,000円から1,000円までの範囲で引き上げ、初任給を1万2,000円から1万1,000円までの範囲で引き上げるのをはじめ、主に20歳代以下の若年層に重点を置いて給料表の額を引き上げることとし、再任用職員についても1,000円程度引き上げることとしております。

次に医療職給料表については、これも同じく1級から6級までの全ての号俸の給料月額を1万4,000円から1,000円までの範囲で引き上げ、初任給を1万3,900円から1万2,000円までの範囲で引き上げるのをはじめ、主に20歳代以下の若年層に重点を置いて給料表の額を引き上げることとし、再任用職員についても1,000円程度引き上げることとしております。

次に会計年度任用職員の一般給料表については全ての号俸の給料月額を1万2,000円から1,000円までの範囲で引き上げることとしております。

次に会計年度任用職員医療職給料表については全ての号俸の給料月額を1万3,900円から5,900円までの範囲で引き上げることとしております。

2つ目は期末勤勉手当の支給割合の改定で、一般職員の期末手当及び勤勉手当をともに0.05カ月、再任用職員の期末手当及び勤勉手当をともに0.025カ月それぞれ引き上げるものであります。

続いて改正条例文の説明をいたします。この度の改正条例は5条建ての構成としており、第1条と第2条が厚岸町職員の給与に関する条例の一部改正、第3条と第4条が厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正、第5条が厚岸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正としておりますので、予めご了承ください。

なお、条例の改正については別に配布しております議案第85号説明資料の新旧対照表により説明いたします。新旧対照表の1ページをご覧ください。

第1条は厚岸町職員の給与に関する条例の一部改正であります。初めに第16条の3第2項の改正は、本年12月に支給する期末手当について、今年度の引き上げ分である100分の5を加えて支給するため、職員の期末手当の額の算出にあたり、期末手当基礎額に乘じる割合100分の120を100分の125に改めるものであります。

次に同条第3項の改正は本年12月に再任用職員に支給する期末手当について、今年度の引き上げ分である100分の2.5を加えて支給するため、再任用職員の期末手当の額の算出にあたり、期末手当基礎額に乘じる割合100分の67.5を100分の70に改めるものであります。

次に同条第4項の改正は一般職の職員の給与に関する法律第19条の4第4項の規定に合わせた字句を改正するものであります。

次に第16条の6第2項第1号の改正は本年12月に支給する勤勉手当について、今年度の引き上げ分である100分の5を加えて支給するため、職員の勤勉手当の額の算出にあたり、勤勉手当基礎額に乘じる割合100分の100を100分の105に改めるものであります。

次に同項第2号の改正は本年12月に再任用職員に支給する勤勉手当について、今年度の引き上げ分である100分の2.5を加えて支給するため、再任用職員の勤勉手当の額の算出にあたり、勤勉手当基礎額に乘じる割合100分の47.5を100分の50に改めるものであります。

この改正により期末手当と勤勉手当を合わせた今年度の年間の支給割合は、一般職員が100分の440から100分の450に、再任用職員が100分の230から100分の235になります。

次に別表第1の一般給料表、別表第2の医療職給料表の全部を改める改正であります。

おそれいりますが、別に配布しております説明資料の別紙給料表の新旧対照表をご覧ください。

1ページから6ページにかけて別表1の一般給料表、6ページから13ページにかけて別表第2の医療職給料表となっております。

給料表の改定については前段で申し上げたとおり、人事院勧告及びすでに第212回臨時国会で可決された一般職の職員の給料に関する法律等の一部を改正する法律における

俸給表の改定に準じた内容としております。

別表第1の一般給料表が1級から6級までの全ての号俸の給料月額を1万2,000円から1,000円までの範囲で引き上げ、別表第2の医療職給料表が同じく1級から6級までのすべての号俸の給料月額を1万4,000円から1,000円までの範囲で引き上げております。

新旧対照表の2ページへお戻りください。

続いて第2条について、第1条と同じ厚岸町職員の給与に関する条例の一部改正であります。

はじめに第16条の3第2項の改正は第1条で100分の125に改めた職員の期末手当基礎額に乗じる割合を第1条による改正前の割合100分の120から今年度の引き上げ分である100分の5を翌年度以降の6月と12月の期末手当がそれぞれ均等に100分の2.5を加えたものとするため、当該乗じる割合を100分の122.5に改めるものであります。

次に同条第3項の改正は第1条で100分の70に改めた再任用職員の期末手当基礎額に乗じる割合を第1条による改正前の割合100分の67.5から今年度の引き上げ分である100分の2.5を翌年度以降の6月と12月の期末手当からそれぞれ均等に100分の1.25を加えたものとするため、当該乗じる割合を100分の68.75に改めるものであります。

次に第16条の6第2項第1号の改正は第1条で100分の105に改めた職員の勤勉手当基礎額に乗じる割合を、第1条による改正前の割合100分の100から今年度の引き上げ分である100分の5を翌年度以降の6月と12月の勤勉手当からそれぞれ均等に100分の2.5を加えたものとするため、当該乗じる割合を100分の102.5に改めるものであります。

次に同項第2号の改正は第1条で100分の50に改めた再任用職員の勤勉手当基礎額に乗じる割合を、第1条による改正前の割合100分の47.5から今年度の引き上げ分である100分の2.5を翌年度以降の6月と12月の勤勉手当からそれぞれ均等に100分の1.25を加えたものとするため、当該乗じる割合を100分の48.75に改めるものであります。

なお、第16条の3第2項及び第3項並びに第16条の6第2項第1号及び第2号の改正による期末手当と勤勉手当を合わせた翌年度以降の年間の支給割合は、第1条で改正した割合と同じ割合となるものであります。

続いて2ページ下段から4ページにかけて、第3条及び第4条の厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてであります。改正の内容がこれまで説明いたしました第1条及び第2条の厚岸町職員の給与に関する条例の一部改正と全て同様でありますので、説明は省略させていただきます。

恐れ入りますが別に配布しております説明資料の別紙、給料表の新旧対照表をご覧ください。

説明資料別紙の13から18ページにかけての企業職給料表については、現行改正案とともに一般給料表と全く同じ内容になっておりますので、説明は省略させていただきます。

新旧対照表へお戻りください。4ページをご覧ください。続いて第5条について厚岸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正であります。

まず第23条の改正は先ほど説明しました第1条厚岸町職員の給与に関する条例の一部改正の第16条の3第4項で字句を改正したことに伴い、同項の引用規定を改正するものであります。

次に、別表第1の一般給料表、別表第2の医療職給料表の全部を改める改正でありま

す。

恐れ入りますが、別に配布しております説明資料、別紙 給料表の新旧対照表をご覧ください。

18ページから24ページにかけて別表第1の一般給料表、24ページから26ページにかけて別表第2の医療職給料表となっております。

給料表の改定については前段で申し上げたとおり人事院勧告及びすでに第212回臨時国会で可決された、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律における俸給表の改定に準じた内容としております。

別表第1の一般給料表が全ての号俸の給料月額を1万2,000円から1,000円までの範囲で引き上げ、別表第2の医療職給料表が同じく全ての号俸を1万3,900円から5,900円までの範囲で引き上げております。

続いて条例の附則であります。議案書の21ページをご覧ください。

附則第1項はこの条例の施行期日で、この条例は交付の日から施行することとし、ただし書きにより第2条及び第4条の規定は令和6年4月1日から施行するとするものであります。

附則第2項は第1条の規定による改正後の厚岸町職員の給与に関する条例の規定のうち、期末手当を改める第13条の3第2項第3項及び勤勉手当を改める第16条の6第2項の改正規定を除いた改正。第3条の規定による改正後の厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定のうち、期末手当を改める第13条第2項、第3項及び勤勉手当を改める第14条第2項の改正規定を除いた改正、及び第5条の規定による改正後の厚岸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例については、令和5年4月1日に遡及して実施することを定めており、これはそれぞれの条例における給料表の改正について、令和5年4月1日に遡って適用し、給料を引き上げるというものであります。

附則第3項は給与の内払いの規定で、この条例の第1条、第3条及び第5条の規定により、引き上げ改定した給料について、令和5年4月1日遡及により、本年4月から11月までの8カ月分の給料、当該給料の引き上げに伴う期末手当、勤勉手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び地域手当の支給にあたっては、これまでの改定前の額で支給した分を内払いとみなし、この内払いとみなした額を差し引いて支給することを規定した内容となっております。

これらの改正による令和5年度予算における影響については、企業会計を含めた全会計で、年間、給料の増額分が約1,782万円。期末手当の増額分が約631万円、勤勉手当の増額分が約501万円。給料の増額に伴う退職手当組合負担金の増額分が156万円。総額では約3,070万円の増額になると試算しております。

なお、この改正の内容については、令和5年8月17日付け文書により、自治労厚岸町職員組合に申し入れを行い、同年9月22日付文書により合意する旨の回答を得ているところであります。

以上簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

●議長（大野議員） これより質疑を行います。10番 堀議員。

- 堀議員 この給料の条例改正についてこれは人事院が勧告したものを従来どおり、今までやってきたとおりそれに沿って改正するものなんでそれについてはいいんですけれども、ただ今回の改正内容等も見ても若年者に対する上昇幅というのが当然大きくなっている。

この理由として考えられるのはやはり人員の確保と若年層の離職をできるだけ抑えるというものも目的として人事院としても考えているのかなというふうに思います。

近年厚岸町でも職員の確保といった中ではなかなか苦勞されているというように聞いております。

また、5年10年と経ってちょうど仕事も覚えて働き盛りとなるような職員の離職というものも毎年のようにあると聞いた中では、これら以外にも離職対策というもののなかでは何かしらの手当というものも今後厚岸町独自で考えていくというものも必要じゃないのかなというふうに思うんですけど、そこら辺の検討というものはされていくような考えはあるんでしょうか。その辺を教えてください。

- 議長（大野議員） 総務課長。

- 総務課長（布施課長） 答えさせていただきます。確かに人事院の今回の報告の中でも、人材確保の観点等というのがありまして、若年層の方が高く引き上げているという状況で議員におっしゃるとおりです。

その離職の防ぐような手当等ですけれども、今のところ人事院の方でもそういう情報はありませんが、何がしらそういうことは考えなければいけないと思いますが、当町としましては人事院勧告の中で給料が引き上げられている、人事院勧告に沿って今までも制度としては対応してきているところでありますので、人事院の勧告のとおりそれに対応して行きたいと思っています。

- 議長（大野議員） 10番 堀議員。

- 堀議員 今現在は会計年度任用職員や再任用職員も確保できている中で、行政事務滞るということはないのかなというふうに思うんですけども、今後その人員の確保や離職者がまだまだ増えていったときには行政事務の停滞というものも十分考えられる。そこら辺は今後人事院だけの勧告に沿うのではなくて、厚岸町独自で離職対策というものを考えていくような時期にも来てるのかなというふうに思いますので、今後の長い目で見た時の検討課題としてぜひ踏まえておいていただきたいなというふうに思うんですけどもいかがでしょうか。

- 議長（大野議員） 総務課長。

- 総務課長（布施課長） その対策というのもなかなか難しいところはあると思いますが、何かいい方法があるか今後もそのところは考えていきたいと思っています。

●議長（大野議員） 他ございませんか。7番 南谷議員。

●南谷議員 今回の改正については人事院の勧告もありますし、いろいろ判断をされて自治労との協議も終わってるということで、基本的には私も改正について賛同をさせていただきました。

その上で2点お尋ねをさせていただきます。まず1点目でございますが、ちょっと恥ずかしい話なんですけども、この令和6年度の給与改正で今頃聞くのかと言われるかもしれないんですけれども、企業会計に属するのは水道課にいる職員のみだと伺っております。企業会計上は病院も企業会計で水道課の方も企業会計、どちらも企業会計なのになぜ病院は企業会計ではないんでしょうか。

それから、この給与表の中には医療職の給料表もあります。記載があります、一般職の中に続けてあるんですけれども、この辺についてもきちっとした説明をまずしてください。

●議長（大野議員） 総務課長。

●総務課長（布施課長） お答えさせていただきます。今の企業職の方ですけれども、水道の方の全部適用の企業会計でありますので公営企業法ですね全部適用でありますので、この企業職の給料に関する条例の方の適用を受けるということ。病院の方は全部適用ではないので、この企業職の方の条例ではないというところであります。

医療職であります。医療職は決められた職がありまして、それぞれ級はありますけれども、保健師ですとか薬剤士ですとか後は看護師等です。そういう給与に関する条例の中で、別表の中でその医療職の対象となる職が規定されております。

●議長（大野議員） 7番 南谷議員。

●南谷議員 病院事業会計全部がというんだけど、どこが全部何だかわからないんですよ。どういうことなのかははっきり、僕の頭では理解できないんですよ。水道事業は全部企業会計だけれども、病院事業は全部ではないんだと、一部、何がどうなっているかそのところきちんと説明してくれないと、僕の頭では理解ができません。この辺もう少しどの部分が、企業会計だということをきちっと分類してくれないと、全部が入ってないから一部違うよって何が一部違うのかが恥ずかしいけど理解できません。これももう少し詳しく説明してください。

それからもう1点目です。毎月物価が上昇しているこんなニュースが飛び込んできるとございまして。人事院の勧告もあり、自治労の皆さんとも協議をされた。国会でも改定についていろいろ議論のあったことだと思うんです。10番堀議員さんの方もいろんな角度でその質問がありました。私も毎回人事院の勧告に基づいて、公務員の給与ベースというものはやはりしっかり全国を一律にという考え方については基本的には賛同をいたしますが、厚岸町のその産業の実態、経済の実態、当然加味をして人事院の勧告に

基づいた交渉に至ったと思うんです。僕は判断するんですよ。

この辺について理事者として妥当なのかどうなのか、この辺の議論は当然してると思うんですよ。私は特に管理職の皆さん、ここ数年ずっと据え置きみたいなもんなんですよ。若年層に厚く給料をアップしてきてます。ですけど管理職の皆さんはそれなりの責任もあるのに、なかなかアップ幅がずっとこの周り少ないんです。定年だってあると思うんです。再任用はあるけれども、そういう中で生活給というものはきちんと私は考えていかなければならないのに、ずっと一律にきてます。この周り、若年層を厚く管理職ほど厳しいアップ率になってきていると思っています。この辺についてどのような見解をお持ちなのか、それから最終的には給与っていうものを皆さん働いてるわけですから、期待をしておりますし、きちんと正当ないろんな観点で議論はあったと思うんですよ。これについて、理事者として今回の自治労の方にも交渉するにあたって、どのようなお考えを持って当たられたのか見解をお伺いいたします。

●議長（大野議員） 病院事務長。

●病院事務長（星川事務長） 私の方から病院事業会計の公営企業への適用ということでご説明させていただきますけれども、病院事業会計につきましては会計の規定のみが、この公営企業の規定に準ずるということでございまして、そのみが適用されているというところでございます。

●議長（大野議員） 休憩いたします。

午前10時47分休憩

午前10時48分再開

●議長（大野議員） 再開いたします。病院事務長。

●病院事務長（星川事務長） 付け加えてご説明させていただきます。まず、企業会計の中身でいきますとその事業に管理者を置いたりですとか、すべてのものが企業法に基づいたものに設定しなければならないというものがあるんですけど、病院事業会計につきましては管理者を置くというものは置いていませんので、あくまでもその法律の中の財務規定だけを適用させていただいて、予算ですとか、貸借対照表ですとかそういったことだけは法に基づいたやり方をするということだけでございまして、それ以外は法に基づくものそれぞれのものが設定されているわけではないということなので、ご理解いただければと。まず一番大きいのは管理者を置くとか置かないとかそういったものがやはり法の適用か、そうでないのかとなりますのでそういったことでございます。

●議長（大野議員） 副町長。

●副町長（石塚副町長）　ちょっと補足させていただきたいと思います。一般の職員、企業会計を除いてですけれども、いま事務長の方からあった公営企業法の全適用の方は公営企業法が給与の条例の下の方になっております。対して一般のその他の職員につきましては、地方公務員法が給与を定めるもので、それぞれ根拠法令が変わっておりますのでこういう区分けとなっております。

●議長（大野議員）　副町長。

●副町長（石塚副町長）　すみません。答弁漏れがありました。申し訳ございません。

地方公務員の給料につきましては議員ご存じだと思うんですが、人事院勧告で職種別民間企業実態調査というものが行われます。この中で企業規模ごとにそれぞれ無作為抽出した、この度は1万1,900事業所を対象に調査を行っております。その中で民間の給与と公務員の給与の差を調査して、それぞれ給与改定を、国家公務員の給与改定を行います。それに準じて地方公務員の給与改定を行っているわけですが、今回管理職の給料が今までもあまり上がってきてないと、確かに職員の確保等の観点から見て、若い人の初任給ですとか比較的若い職員の給与これまでここ数年上げてきて、ほとんど35歳以上の職員については給与が上がってきてないという実態がございました。

この度は一応全職員給与が上がるということで、それぞれで言いますと1級では平均給与の改定が5.2パーセント程度、2級では2.8パーセント、3級では1パーセント、4級では0.4パーセント、5級以上ではだいたい0.3パーセントとの給与改定ということで少なくとも1,000円以上は給与が上がる。今回は管理職についても上がるということになってございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

それと管理職に関しては月々の管理職手当というものがございますので、その部分で管理職については給与のアップではございませんけれども、手当という形で見させていただいているところでございます。

●議長（大野議員）　7番 南谷議員。

●南谷議員　この給与表でいくと1等級から6等級まであって、6等級の32万3,100円の1号俸から17号俸だと35万4,500円、単純に言って1号俸では6級だと3,900円のアップ。17号だと2,200円しか上がらないんですよ。初任給でだいたい1万2,000円アップになっている時に管理職が2万2,000円、この数字はどうのこうのってことはあまり僕もこだわりたいではないんですけれども、こういう実態にある。少なくとも一生懸命頑張っている人が少ないんではやっぱり世の中ずれてんじゃないのかなって僕は思うんです。一生懸命働いてる人はいっぱいもらうべきだと僕は思います。町の職員だって一生懸命頑張ってる人は頑張ってると思うんですよ。やはり仕事を一生懸命やってもらって、町民にも大いに評価をしてもらうべきだと思います。そういう意味では町として何らかの先ほど言われたような対策というものを今後将来検討していただきたいなと思いますし、基本的には人事院の勧告に厚岸町が厳しい状況にあっても、ある程度給与っていうものが基本給が一定の率で上がっていくってことは大事なことでと私も思います。

いかんせん、給与というものはそれだけ職員の皆さんにとっては大切なものだったと思います。職員の皆さん、厚岸町のそれぞれの産業大変厳しい状況にある方もおります。そういう中で給与アップするわけですから、町長自ら職員の皆さんに頑張っ
て元気なまちづくりのために、頑張るようなこういうような機会ですから、アップにあたって訓示をしますとかそういうことも必要ではないかと思うんですがいかがですか。

●議長（大野議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきます。今回の人事院勧告につきましては、いろいろなことが言われておりますが、しかし先ほどからそれぞれ答弁いたしておりますとお
り、極めて人事委員会によって厚岸町の給料も決めているところでございまして、確かに私どもも職員と一緒に厚岸のより良い町づくりのために頑張っておるわけであり
ますが、やはり管理職は大変であります。これ間違いありません。ご指摘のとおりであります。

そういうところで、管理職が今回の給料が極めて低い、若手の方が多い。これは今質問あった中で答弁いたしたとお
りであります。そういう中で私も町長になりましたから、管理職は特に大変だということで管理職手当というものを上げております。

これは状況によって当然上げれば良いというものじゃありません。上げる条件としては厚岸町の財政を考
えて対応しないと、よりよいまちづくりについては財政困難の中ではできません。

特に人件費の多いんであります。閉める割合が。そういうことを考えますと考慮しながら管理職の手当とい
うものを上げておりますので、ただ人事院勧告についてはご不満の点があると思いますが、やはり我々はそういう人事院勧告によって給与を上げたり下げているという実情もご理解をいただきたいと思
いますので、ただやはりいい仕事をしたい、これは私の願いであります。

やはり、若狭町政の中で大きな貢献というものがなくして、若狭町政の推進がないわけでありま
すので、南谷議員のご質問のとおりでありますので、しかしながら限られた厚岸町の財政というものも見ていかなければならないという中で、さらにまた人事院勧告というものがあるとい
うことを踏まえながら、国歌公務員の人事院に合わせた手当や給料が設定されているということもご理解をいただきたいと思っております。

ですから私といたしましてはあくまでも人事委員会の委員の勧告に従って給料を上げたり下げたりして
るということについては、ご理解いただくと同時に管理職にあたっては、管理職手当というものを支給して
るという点につきましてもご理解をいただきたいと思っております。

●議長（大野議員） 他ございませんか。4番、金子議員。

●金子議員 大体内容は理解してそのようになると思ってるんですが、例えば僕も地域おこし協力隊をや
ってたんですが、この中には地域おこし協力隊は入ってないですね。

この給与の部分の値上がりの部分です。

●議長（大野議員） 町長。

●町長（若狭町長） 適用されません。

●議長（大野議員） 4番、金子議員。

●金子議員 自分も地域おこし協力隊をやっている時に、よく役場の職員の方にも町の職員なんだからってことを言われて仕事をしてきて、町の職員であって町のために何かやりたいと思ってきたんですが、やっぱりその中で町の職員と言われてきて委嘱契約だったり、立場的に特別職にあたるのかどういう立場になるのか明確に言えないんですが、その中で町長が言うようにいい仕事をしてもらうっていう点で、そういうことを期待して地域おこし協力隊を募集してきたと厚岸町は思います。

ただ町の一緒に働いてる職員は給料が上がる。だけど、例えば地域おこし協力隊の話で僕は言うけど、違う立場で町の職員と言われてても給料が上がらない人がいるとすれば、やっぱりそこにはモチベーションっていうのはその方々は上がらない。そして民間が給料が上がってもその方々の給料は上がらないと思いますが、そういうことでその立場の人たちは町のために仕事をその分頑張ろうという気になるのかどうか、そのあたりはどうお考えでしょうか。

●議長（大野議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。協力隊の給料につきましては、厚岸町の条例によって定められております。ご承知のとおりであります。

職は特別職であります。それについて先ほどの議論と同じように意欲を持って働くのに、給料云々という問題につきましては、決まりでありますんで特に協力隊の場合は、最高で3年という規定がもつての協力隊でありますんで、その点については国の方針に従って給料を支払いするということであります。しかし、厚岸の場合は高いわけです。ご承知のとおりだと思います。ですからそういう点でご理解いただきたいと思います。

●議長（大野議員） 4番、金子議員。

●金子議員 ありがとうございます。ただ、議案の第83号に特別職の職員の給与というところを見るとやっぱり協力隊も特別職であるので、給与が高い安いっていうのは基準点がどっかは協力隊わかんないんですが、国から入る金額というのは各町村同じだと思うんです。

その中でも厚岸町をさらにいい方向に盛り立てて、さらに頑張ってもらいたいというのであれば、今回もこの中で特別職の給料の条例を制定ということで改定してると思うの

で、協力隊だったり他の立場で委嘱してる方も町は協力隊以外にもいると思うんです。そういうところも是非、町のために皆さんさらに頑張ろうと思うように、そういう部分も何かご検討いただけるとさらに街のために頑張りたいと思う方も増えると思うんですがいかがでしょうか。

●議長（大野議員） 町長。

●町長（若狭町長） 再度お答えをさせていただきますが、協力隊につきましては期限の中で仕事をしてもらい、技術等を学んでもらうということでございまして、主たる目的というのはその結果、厚岸に残ってもらうというようなことも大事な事なんです。

ですから、そういう点におきまして企業を興すとか、または仕事につくとか、個人的な仕事につくのは別ですが、いろんな面でご支援をしながら、なんとか厚岸町に残っていただきたいという施策は金子議員もご承知のとおりと思っております。

ですからそういう面の目的達成のために是非協力隊にもお願いを申し上げたいと同時に、これからも町といたしましては目標に向かうその研修の仕方とか色々な問題については常にやっていますが、さらに研修の報告会とか、さらにはまた町に対する意見とか色々お聞きをいたしておりますので、その際には色々に対応できるものはしてまいりたい、そのように考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

●議長（大野議員） 金子議員3回で終了です。他ございませんか。

（発言者なし）

●議長（大野議員） なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご意義ありませんか。

（「異議なし」の声）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（大野議員） 以上で本臨時会に付議された議案の審査は全部終了いたしました。よって、令和5年 厚岸町議会第3回臨時会を閉会いたします。

午前11時04分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和 5 年11月24日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員
